

# 第1期地区まちづくりニュース

令和8年3月発行 第24号

横浜市 都市整備局 二ツ橋北部土地区画整理事務所

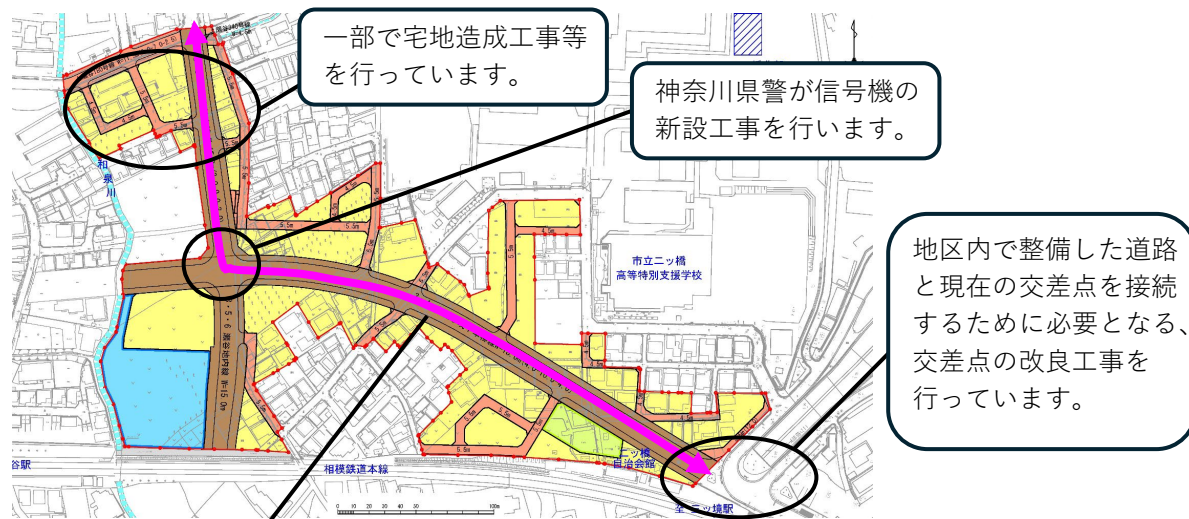
暖かい春の日差しを感じるころとなりましたが、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。第1期地区は、皆様のご協力のもと、事業を進めてきましたが、令和8年度の完了に向けて、工事はいよいよ大詰めを迎えます。

今号では、現在の状況や、今後の工事予定などについて、お知らせいたします。引き続き、安全を第一に進めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 基盤整備工事等の状況・今後の予定

基盤整備工事については、道路本体の工事は順調に進ちよくしており、完了が見えてきています。今後は、道路照明、大型道路標識、道路区画線、街路樹の植栽工事のほか、信号機・規制標識（神奈川県警が実施）の設置などを行います。また、都市計画道路の地下に整備した電線共同溝へ電力線や通信線を移設し、その後、道路上の仮設電柱を撤去します。すべてが完了し、都市計画道路が開通するのは令和8年の秋以降となる見込みですが、開通の時期が決まりましたら改めて皆様にお知らせします。

また、事業完了に向けては、測量を行い、宅地や道路の地積の確定に向けた作業を進めています。こちらについてはスケジュールが決まりましたら改めて地権者の皆様にお知らせします。



都市計画道路の全域にわたって、道路照明、大型道路標識、道路区画線、街路樹の植栽工事等を行います



イメージ写真

(写真左) 照明灯、(写真中) 大型道路標識  
(写真右) 道路区画線工事



## 第2期地区 事業化に向けた取組状況

第1期地区の西側の下記青色で着色したエリアについては、第2期地区として事業化に向けた準備を進めています。令和8年度中の事業化に向けて、令和8年4月に事業計画の縦覧を行いますので参考にお知らせします。



### 【第2期地区の事業計画決定までのスケジュール】

事業計画の縦覧 令和8年4月10日(金)～4月23日(木) 8時45分～17時15分

ニツ橋北部土地区画整理事務所で事業計画を閲覧することができます。

(上記期間中は土・日曜日でも事務所で閲覧可能です)

また、この期間中は、ホームページでも閲覧可能です。

[ニツ橋 2期地区](#) [検索](#)

利害関係者は、事業計画に関する意見がある場合は、意見書を令和8年4月10日(金)～5月7日(木)の間に提出することができます。提出する場合は、ニツ橋北部土地区画整理事務所に持参、郵送、または電子メールでお願いします(郵送の場合は消印が提出期間内であれば有効)。

意見を記入する用紙は令和8年4月10日(金)～5月7日(木)の間にニツ橋北部土地区画整理事務所または、ホームページから入手してください。

なお、4月24日以降の土・日曜日、祝日・休日はニツ橋北部土地区画整理事務所は開所していませんのでご注意ください。

意見書の提出があった場合は、意見の採択について、横浜市都市計画審議会(令和8年8月ごろ開催予定)で審査します。

施行条例の制定 令和8年12月ごろ

事業計画の決定 令和9年1月ごろ

## お問い合わせ先・意見書提出先

横浜市 都市整備局 市街地整備部 ニツ橋北部土地区画整理事務所

所在：〒246-0021 横浜市瀬谷区ニツ橋町467-23

電話：045-363-3110 (月～金 午前8時45分～午後5時15分)

FAX：045-363-3116 縦覧期間中は土・日も対応します

E-mail：tb-futatsubashi@city.yokohama.lg.jp



過去のニュースは  
こちらから